

浅口市観光協会会則

(名称)

第1条 本会は、浅口市観光協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、浅口市内の観光地の開発整備を促進し、観光産業の宣伝紹介を行うことにより、地方文化の発展に資するとともに、本市の観光事業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査並びにその選定、開発、保存、利用
- (2) 文化施設、名勝、史跡、産業その他の宣伝紹介
- (3) 観光施設の計画及び促進
- (4) 観光客の誘致、接遇並びに施設上必要な事項の調査研究
- (5) 観光土産品の指導、研究、奨励及び斡旋
- (6) 観光に関する出版物の刊行
- (7) 観光事業にかかる調査研究と情報の収集
- (8) 観光思想の普及
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、その趣旨に賛同し入会を希望する団体及び個人をもって組織する。

- 2 本会に入会しようとするものは、加入申請書（様式第1号）に所要事項を記入のうえ申請し、会長の承認を受けるものとする。
- 3 会長は、前項の規定により承認した時は、加入申込者に対して承認通知書（様式第2号）を通知するものとする。
- 4 会員は、退会しようとするときは、退会届（様式第3号）に所要事項を記入のうえ、会長に提出するものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、会員の互選によりこれを定める。

会 長 1 名
副会長 若干名
監 事 2 名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、事務及び会計を監査する。

(顧問)

第6条 会務運営に関し意見を求めるため、本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任については、会長がこれを指名する。

- 3 顧問は、若干名とする。
- 4 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了の場合においても、後任者が選任されるまでの間、なおその職務を行うものとする。

(会議)

第8条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じて随時これを開催する。

- 2 役員会は、会長及び副会長で構成する。

(総会)

第10条 総会は、必要に応じて随時これを開催する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数以上の出席により成立する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、軽微な事項は、文書によって回答を求め表決することが出来る。
- 5 会長が必要と認めるときは、本会に諮り、部会を置くことができる。
- 6 部会に属すべき会員は、会長が選任する。
- 7 総会で議決しなければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 収支予算並びに事業計画に関すること

(2) 収支決算並びに事業報告に関すること

(3) 会則の変更に関すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(会計)

第11条 本会の経費は会費、補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第13条 本会の会費は、1口2,000円とし、本会が別に定める時期に納めるものとする。

- 2 新規加入者に対する会費額は、年度途中の加入時期に関わらず年額一律とする。
- 3 既納会費については、いかなる理由があろうと返還しないものとする。

(事務局)

第14条 本会の事務局を浅口市産業振興課内に置く。

- 2 事務局に事務局長及びその他の職員（以下「事務局職員」という。）を置く。
- 3 事務局職員は、会長の命を受け会務に従事する。

(その他)

第15条 本会の運営に関する細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成18年8月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(任期の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この会則による最初の役員の任期は平成20年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年11月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年6月7日から施行する。

浅口市観光協会加入申請書

令和 年 月 日

浅口市観光協会会長 殿

〒

住 所 _____

団体名等 _____

代表者等氏名 _____

(Tel — —)

(Mail)

私は、浅口市観光協会の趣旨に賛同し、貴会に加入したいので、本日付けをもって、浅口市観光協会会則第4条第2項の規定により加入申請します。

令和 年 月 日

様

浅口市観光協会
会長

浅口市観光協会承認通知書

貴殿から、 年 月 日付けで提出された浅口市観光協会加入申請書について、貴殿を浅口市観光協会会員として承認したので、浅口市観光協会会則第4条第3項の規定により通知します。

浅口市観光協会退会届

令和 年 月 日

浅口市観光協会会長 殿

〒

住 所 _____

団体名等 _____

代表者等氏名 _____

(Tel — —)

(Mail)

本日付けをもって、浅口市観光協会会則第4条第3項の規定に基づき退会届を提出します。